

身体的拘束等適正化マニュアル

(施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方) 第1条

・基本的考え方

本マニュアルは、障害者虐待防止法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、株式会社 THE SHIP が運営する児童発達支援・放課後等デイサービス児童発達支援 SHIP(以下「施設という。）」において、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされているため、原則身体拘束は行わないことや、不要な身体拘束を未然に防止するための体制及び、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、緊急やむを得ない場合の対応を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

・「身体拘束」とは

障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、その障害者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。具体例としては以下の行為などが該当すると考えられる。

- (1) 他人への迷惑行為を防ぐために、体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (3) 施設側の理由で手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

・「緊急やむを得ない場合の対応」とは

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会にて検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・ご家族への説明のうえ同意を得て行うものとする。

- (1) 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束他の行動制限が一時的なものであること

(身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項) 第2条

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置します。但し、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

(1) 委員会の開催

・虐待防止委員会開催時に同時に開催する。

・必要時は随時開催するものとする。

(2) 委員会の構成従業員

- ・管理者 ※責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・保育士等
- ・必要に応じ他職種職員

(3) 委員会の目的

- ・施設内での身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及びフローの確認
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への指導・周知

(身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針) 第3条

従業者に対して、身体的拘束等の適正化の徹底を図る目的とした職員研修を実施する。

- ・定期的(年1回以上)教育・研修の実施
- ・新規採用従業者に対しての研修実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

(施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針) 第4条

・身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針に基づき利用者本人・ご家族に説明し、十分な理解を得たうえで報告を行う。

(身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針) 第5条

- ・緊急やむを得ない状況が発生した場合、身体的拘束適正化検討委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、①切迫性②非代替性③一時性の3原則全てを満たしているかどうかについて検討・確認を行う。
- ・緊急やむを得ない場合に身体的拘束を実施すると判断した場合、身体的拘束の目的、理由、内容、時間帯、実施期間について検討し、ご家族に対して同意を得たうえで実施する。
- ・身体的拘束実施時は利用者の様子・心身の状態・やむを得なかった理由などを記録する。
- ・身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除するものとし、ご家族への報告を行う。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針) 第6条

本指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう施設内に掲示する。

(その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針) 第7条

- ・利用者の尊厳に基づき、安心安全なサービスを実施し、丁寧な対応を行う。
- ・身体的拘束を検討、実施する以前に拘束を行わない対応の検討、協議を優先する。
- ・委員会や研修を実施し、事故等発生しない環境を整備していく。

附則 Ⅰ このマニュアルは、令和5年4月1日から施行する。